

北谷町コミュニティバス運行業務 公募型プロポーザル実施要領

この要領は、「北谷町コミュニティバス運行業務（以下「本業務」という。）」の委託契約に先立ち、優先候補者となる事業者を公募型プロポーザル方式により選定するための手続に関し、必要な事項を定めるものである。

1 背景

北谷町コミュニティバス（C-BUS）は路線定期型運行として、平成29年6月から実証運行を開始し、二度のルート・ダイヤの見直しを経て、路線定期型運行の実証を継続してきたが、令和3年度に実施した「北谷町コミュニティバス実証運行分析評価業務」において、量・質の評価の改善と同時に利用者ニーズの向上を図るため、デマンド型の区域運行への移行が検討され、令和3年7月よりデマンド型運行の実証を開始している。

令和4年度に実施した「北谷町コミュニティバス実証運行評価業務」において、北谷町コミュニティバスの今後の方向性として4つの基本方針（①交通弱者等の生活の質の維持・向上、②公共交通空白地域の改善・解消、③公共交通全体の活性化、④将来的な観光ニーズの取り込みに向けた事業の安定化）を設定し、令和5年10月から条件付き本格運行を実施している。

令和7年度に実施した「北谷町コミュニティバス中間評価業務」においては、短期目標を一部達成してはいるものの、1日当たりの平均利用者数や利用者の満足度の面で課題があるため、中長期目標の達成に向けた改善が必要である。

2 目的

本業務は、令和8年10月以降の北谷町コミュニティバスの運行並びにこれに付帯する運行管理及び運賃の徴収等を行うものである。

3 本業務の概要

(1) 業務名

北谷町コミュニティバス運行業務

(2) 業務内容

「北谷町コミュニティバス運行業務 仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結の日から令和10年9月30日までとする。

(4) 運行期間

運行期間は、令和8年10月1日から令和10年9月30日までとする。

なお、運行日は、月曜日から土曜日とし、日曜日、祝日、年末年始（12月30日から翌年1月3日まで）及び6月23日（慰霊の日）は運休とする。

(5) 履行場所

北谷町地内

(6) 提案上限額

46,484千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、契約期間における事業規模を示すための額であり、予定価格及び契約金額ではない。ただし、提案額（参考見積額）が提案上限額を超過した場合は、失格とする。

4 参加資格要件等

本プロポーザルに参加する者（共同企業体の場合は、構成員全員とする。）は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。なお、企画提案書提出後においても、資格要件を満たさなくなった場合は、当該参加者の参加資格を取り消すこととする。

- (1) 日本国内に本店を有する法人、又は複数の法人で構成された共同企業体とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定による清算の開始がなされていないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）第18条もしくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていないこと。
- (8) 直近の決算において債務超過でないこと。
- (9) 北谷町の入札参加資格者名簿に登録されている場合は、北谷町から指名停止を受けている期間でないこと。
- (10) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (11) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (12) 役員等（役員及び経営に事実上参加している者）が暴力団等の利益となる活動を行う団体でないこと。
- (13) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (14) 沖縄県内に本店もしくは権限を委任された支店又は営業所を有する者であること。
- (15) 参加意思表明書の提出時点において、一般乗合旅客自動車運送事業者又は本業務の契約締結日まで一般乗合旅客自動車運送事業営業許可の取得ができる者であること。
- (16) 共同企業体を結成し参加する場合の留意点
 - ア 共同企業体の代表者を定め、共同企業体結成届出書（第6号様式）を提出すること。
 - イ 参加表明書（第1号様式）や受託業務実績書（第4号様式）、参加辞退届（第8号様式）の提出にあたっては、共同企業体名で記載し、代表者でもって押印すること。
 - ウ 共同企業体により参加する場合は、構成する団体すべてが日本国内に本店を有すること。
 - エ 共同企業体は、本業務を構成員が共同で行い、記載する事項を構成員相互で遵守するものとする。
 - オ 同時に複数の共同企業体の構成員になることはできない。
 - カ 単独で参加する者は、本募集において他の共同企業体の構成員になることはできない。

5 スケジュール（予定）

	手順	期限等
1	案件公表（公示）及び質問受付開始	令和8年5月25日（月）
2	質問の受付期限	令和8年6月8日（月）正午まで
3	質問に対する回答	令和8年6月12日（金）
4	参加表明書及び企画提案書等の提出期間	令和8年5月25日（月）から 令和8年6月29日（月）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）結果通知	令和8年7月10日（金）
6	第二次審査（プレゼンテーション）	令和8年7月17日（金）予定 令和8年7月21日（火）予備日
7	第二次審査結果通知	審査後1週間以内に通知
8	契約締結時期	令和8年8月上旬

6 配布資料等

(1) 配布資料

- ① 北谷町コミュニティバス運行業務プロポーザル実施要領
- ② 北谷町コミュニティバス運行業務仕様書
- ③ 参加表明書（第1号様式）
- ④ 誓約書（第2号様式）
- ⑤ 会社概要書（第3号様式）
- ⑥ 受託業務実績書（第4号様式）
- ⑦ 重大事故発生状況報告書（第5号様式）
- ⑧ 共同企業体結成届出書（第6号様式）※共同企業体を結成する場合に提出
- ⑨ 質問書（第7号様式）
- ⑩ 参加辞退届（第8号様式）※参加表明書提出後に辞退する場合に提出

(2) 配布期間

令和8年5月25日（月）から令和8年6月29日（月）午後5時まで

(3) 配布方法

北谷町ホームページにおいて公表する。適宜ダウンロードして使用すること。

7 質問の受付及び回答

内容等について不明な点がある場合は、必ず質問書提出期限内に質問書（第7号様式）を提出すること。電話や窓口訪問による口頭での質問対応は行わない。

(1) 提出期限 令和8年6月8日（月）正午まで

(2) 提出方法 企画財政課宛て電子メールにより提出すること。

E-mail : kikakuzaiseika@chatan.jp

(3) 質問に対する回答 令和8年6月12日（金）

(4) 回答方法 HPにて一括して回答

8 参加表明書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。提出書類は原則A4版とする。

提出書類	提出部数
ア 参加表明書（第1号様式）	1部
イ 誓約書（第2号様式）	1部
ウ 会社概要書（第3号様式）※次の(ア)～(エ)を添付すること。 (ア) 履歴事項全部証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (イ) 国税及び地方税（道府県税及び市町村税）に係る納税証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (ウ) 印鑑証明書（証明年月日が参加表明書提出前3か月以内） (エ) 直近3年分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書等）の写し	1部
エ 共同企業体結成届出書（第6号様式）（共同企業体を結成する場合のみ） ※共同企業体を結成する場合は、イ及びウに掲げる書類を構成員全員分提出すること。	1部
オ 企画提案書 ※本要領「9 企画提案書の構成」に沿って作成すること。	PDF データ
カ 業務実施体制図	PDF データ
キ 受託業務実績書（第4号様式） ※業務実績については、過去5年間に受託した類似業務の実績を最大5件まで記載し、契約書等の写しも添付すること。	PDF データ
ク 重大事故発生報告書（第5号様式）	PDF データ
ケ 見積書 以下の必要な事項について、契約期間の総額を計上すること。また、各年度の積算基礎（内訳）も作成すること。 (ア) 運送費 a 乗務員人件費 b 任意保険料 c 施設使用料（車庫等）、保管費、車両清掃費等その他運行に必要な業務に係る一切の経費 (イ) 一般管理費 a 運行、整備管理に必要な人件費 b その他運行に必要な業務（定期点検費、運賃の徴収管理、乗降客の安全確保、配車管理等に係る費用等） c その他一般管理費	PDF データ

(2) 提出方法

提出書類は、持参又は郵送にて提出し、PDFデータについては、電子メールにて提出すること。

なお、持参による提出の場合、受付時間は6月23日（慰霊の日）及び正午から午後1時までを除く、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時15分までとする。また、郵送による提出の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とするほか、担当課担当へ必ず事前連絡を行うこととし、提出期限必着とする。

- (3) 提出先 本要領「15 担当課」に同じ。
- (4) 提出期限 令和8年6月29日（月）午後5時まで
- (5) 留意事項
 - ア 企画提案書に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法に定める単位に限る。
 - イ (1)に掲げる提出書類以外の書類提出は認めない。
 - ウ 企画提案は、1提案者につき1つとし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。
 - エ 追加で予算が必要となる提案については、提案書にその旨を明記すること。
 - オ 電子メール等の通信事故について、北谷町はいかなる責任も負わない。

9 企画提案書の構成

企画提案書の用紙の大きさはA4版を基本とし、企画提案書は20頁以内とすること。

項目	必須記載事項
1 事業者の実績	・過去5年間の交通関連類似業務（コミュニティバス、乗合タクシー等）の実績
2 実施体制	・整備管理者、運行管理者、乗務員の人員状況等 ・乗務割等の勤務体制 ・営業所及び車庫の場所 ・経験豊富な人材や類似業務経験者の配置
3 重大事故発生防止に向けた取り組み	・過去5年間における自動車事故報告規則第2条の事故に該当する事故発生状況
4 利便性向上への取り組み	・利便性向上に向けた提案 ・利用者に対する情報提供、苦情対応体制
5 運転者の教育体制	・運転者のサービスや事故防止に関する教育・研修体制
6 緊急時の対応能力	・事故等緊急時の処理体制（交通事故発生時の処理フロー、連絡体制等）
7 その他の独自提案	・収益拡大策や利用促進等、事業の発展につながる提案 ・環境、高齢者、障がい者への配慮等に取り組む提案

10 審査方法

審査は北谷町コミュニティバス運行業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行い、提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、本業務に最も適していると認められる優先候補者を選定する。

(1) 第一次審査（書類審査）

プロポーザルの参加決定に係る第一次審査は、書類審査により実施し、提案者について本要領で定める参加資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか審査を行う。企画提案書類による書類審査を併せて行い、第一次審査通過者は基準点を満たす上位3者以内とする。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

次のとおりプレゼンテーションを実施する。ただし、日時の詳細については、後日プレゼンテーションの参加者に連絡する。

ア 日時 令和8年7月17日（金）予定

令和8年7月21日（火）予備日

イ 場所 北谷町役場 3階庁議室

ウ 提案時間

プレゼンテーションは、1提案者当たり約35分（説明20分以内、質疑応答15分程度）とする。

エ 機材等

プロジェクター及びスクリーンは北谷町で準備するものとし、パソコンその他の機材は提案者が準備するものとする。

オ 留意事項

- ・プレゼンテーション審査は非公開で行う。
- ・プレゼンテーション内容は、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、新たな資料の提出は認めない。
- ・プレゼンテーション参加者は3名以内とし、原則として業務担当者とする。

11 審査の評価項目

評価項目		評価の着眼点	配点
1 運行の安全性	(1)事業者の実績	・過去5年以内に受注した交通関連類似業務（コミュニティバス、乗合タクシー等）の実績	40
	(2)実施体制	・整備管理者、運行管理者、乗務員の人員状況等 ・乗務割等の勤務体制 ・営業所及び車庫の場所（北谷町内にあることが望ましい） ・経験豊富な人員の配置	
	(3)重大事故の発生状況	・過去5年間の重大事故の発生状況（重大事故とは自動車事故報告規則第2条の事故をいう。）	
2 利用者の利便性	(1)利便性向上への取り組み	・利便性向上に向けた提案 ・利用者に対する情報提供、苦情対応体制	25
	(2)運転者の教育体制	・運転者のサービスや事故防止に関する教育・研修体制	
3 緊急時の対応能力		・事故等緊急時の処理体制（交通事故発生時の処理フロー、連絡体制等）	15
4 その他の独自提案		・収益拡大策や利用促進等、事業の発展につながる提案 ・環境、高齢者、障がい者への配慮等に取り組む提案	10
5 見積価格		・配点×（最低見積額／提案者の見積額） ※小数点以下切り捨てした数値とする。	10
合計			100

12 受託者の決定及び契約

優先候補者と提案内容及び契約等の詳細を協議のうえ、受託者として決定し、業務委託契約（長期継続契約）を締結するものとする。

なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点候補者と協議に入るものとする。

※契約時における仕様書については、選定された候補者の企画提案内容に応じて、委託者と受託者との協議により決定する。

13 失格要件

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 1つの提案者が複数提案したとき。
- (3) 参加資格のいずれかを満たさなくなった場合
- (4) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) 見積金額が提案上限額を上回っていた場合
- (6) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (7) その他、本業務の遂行に相応しくないと認められた場合

14 留意事項

- (1) 受託者選定に関する審査評価内容及び経過等については公表しない。
- (2) 本プロポーザル参加に係る経費は、全て提案者の負担とする。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。
- (4) 提案者の提出書類について行政情報公開条例（平成13年北谷町条例第17号）第7条第1項各号に掲げる非公開情報を除き、原則、公開する。

15 担当課

北谷町 総務部 企画財政課 企画調整係 担当：奥間、木村

〒904-0192 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号

TEL：098-936-1234 FAX：098-936-7474

電子メール：kikakuzaiseika@chatan.jp